

## 川崎市告示第327号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項の規定により施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

令和8年5月27日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 施術（あん摩・マッサージ）の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	施術者指名
川-4655	令和8年3月19日	大友 瑛人 中原区中丸子555 ベルドミール701	大友 瑛人

令和7年度 施術（はり・きゅう）の部 廃止

指定番号	廃止年月日	名称 開設の場所	施術者指名
川-7360	令和8年3月19日	大友 瑛人 中原区中丸子555 ベルドミール701	大友 瑛人